

【長期休暇期間のお知らせ】

名校教育日本語学校 / 名校教育日本語学校新宿校

当校は、以下の期間を「長期休暇期間」として定めています。

長期休暇期間中は、出入国管理及び難民認定法に基づき、在留資格「留学」を有する外国人留学生の皆さんは、1日につき8時間以内(※週28時間を超える勤務が可能)の資格外活動(アルバイト)が認められます。

* 学校より「長期休暇期間証明書」を発行します。

■ 冬季休暇

令和7年12月20日(土)～令和8年1月12日(月)

■ 春季休暇

令和8年3月20日(金)～令和8年4月〇日(〇)

(春季休暇の終了日は現在調整中のため、確定次第当校ホームページにて改めて掲載いたします。)

【ご注意】

上記期間以外は、資格外活動は原則週28時間以内に制限されています。業務時間が週28時間を超える働き方はできません。